

令和7年分上場株式等の譲渡損失明細書

氏名 _____

前年分の上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに上場株式等の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

| | | |
|---|---|-----------------|
| 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ※1 | ① | 円 |
| 上場株式等に係る譲渡損失の金額 ※2 | ② | |
| 特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか小さい金額。) | ③ | |
| 損益通算前の分離課税配当所得等金額 | ④ | |
| 損益通算後の特定譲渡損失の金額 (③ - ④。③の金額≤④の金額の場合は0) | ⑤ | (翌年度以降に繰り越す損失額) |
| 損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④ - ③。③の金額≥④の金額の場合は0) | ⑥ | |

※1「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った上場株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

※2「上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄には、前年中において行った上場株式等の特定譲渡（裏面参照）について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

特定譲渡の範囲

特定譲渡とは、次に掲げるものをいいます。

1. 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ）又は登録金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡
2. 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡
3. 登録金融機関又は投資信託及び投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡又は買取り
4. 上場株式等について、会社の合併・分割等、特定公社債の償還(買入れの方法による償還を含みます。)投資信託の終了又は一部の解約及び特定目的信託の社債的受益権の元本の償還、証券投資信託の終了、特定受益証券発行信託に係る信託の分割社債的受益権の元本の償還の事由が生じたことにより株式等のみなし譲渡の対価とみなされる金額が生じた場合における上場株式等の譲渡
5. 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡
6. 上場株式等を発行した法人に対して行う単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの
7. 上場株式等を発行した法人に対して新株予約権付社債についての社債(所得税法第57条の4第3項第4号)、取得条項付新株予約権(所得税法第57条の4第3項第5号)又は新株予約権付社債(所得税法第57条の4第3項第6号)を譲渡する場合で一定のもの、又は党信託及び投資法人に関する法律第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権を発行した法人に対する譲渡(租税特別措置法第25条の11の2第5項)
8. 上場株式等を発行した法人に対して旧商法第220条の6第1項の規定に基づいて行う端株の譲渡
9. 上場株式等を発行した法人が行う1株又は1口に満たない端数に係る上場株式等の競売による譲渡
10. 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者への売委託により行うもの
11. 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの
12. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所得税法第60条の2第1項)又は及び贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例(第60条の3第1項)によりみなされた上場株式等の譲渡